

## 医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について

(平成28年6月3日 医政発0603第3号 雇児発0603第4号 障発0603第2号 府子本第377号 28文科初第372号)

### 7 関係機関等の連携に向けた施策

(2) 一人一人の医療的ケア児のためには、福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有した者により、その暮らしの設計を手助けできる調整者が必要である。そのため、地方公共団体等において重症心身障害児者等及び医療的ケア児の支援をコーディネートする者の育成を進めていくことをお願いする。

## 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (平成28年厚生労働省告示第116号)

### 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

#### (二) 医療的ケア児に対する支援体制の充実

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要である。このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担っている。なお、市町村単独での配置が困難な場合には、圏域での配置であっても差し支えない。

## 医療的ケア児等コーディネーター

「医療的ケア児等コーディネーター」は、医療的ケア児等の支援を総合調整することになります。このため、主に相談支援専門員、保健師、訪問看護師等を想定しています。また、この医療的ケア児等コーディネーターには、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとしての役割が求められています。

## 「医療的ケア児等コーディネーター」に求められる資質・役割

医療的ケア児等コーディネーターには、次のような資質と役割が求められています。

- 医療的ケア児等に関する専門的な知識と経験の蓄積
- 多職種連携を実現するための水平関係（パートナーシップ）の構築力
- 本人中心支援と自立支援を継続していくための家族との信頼関係づくり
- 医療的ケア児等の相談支援業務（基本相談、計画相談、ソーシャルワーク）
- 本人のサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成する相談支援専門員のバックアップ
- 地域に必要な資源等の改善、開発に向けての実践力

職種	根拠	役割	対象	年齢
障がい者 相談支援 専門員	障害者総 合支援法	①障害福祉サービスなどの利用計画 の作成 ②地域生活への移行・定着に向けた支 援 ③住宅入居等支援事業や成年後見制 度利用支援事業に関する支援 など	障害者(児)	なし(原則、 65歳以上 のサービ ス利用は 介護保険 法優先)
保健師	児童福祉 法	疾病や障がいを受容し、必要な医療や 療育を受けながら地域で安心して生活 できるように支援 ①専門職による訪問指導や療育相談 ②疾患や療育についての学習・交流会 ③地域における関係機関との支援体制 構築	慢性疾患・ 身体障がい等を 有する児とその 保護者	18歳未満 (小児慢 性特定疾 病児は20 歳未満)
訪問看護 師	医療保険 介護保険	①病状・障がいの観察と看護 ②療養生活の指導 ③療養生活上の必要な看護援助 ④服薬の管理 ⑤医療機器の管理や操作援助 など	疾病や障がい等 を有し、居宅で 療養しながら生 活されている方 で、主治医が必 要と認めた方	なし(原則、 65歳以上 のサービ ス利用は 介護保険 法優先)

## 医療的ケア児等コーディネーター養成研修～R1実施概要～

	受講対象者	実施期間	受講申込	研修修了	研修修了者職種 (重複あり)
医療的ケア児等 コーディネーター 養成研修	市町村から医療的ケア児等 コーディネーターを担う者として推薦を受けた者	令和元年9月30日、10月4日、10月16日、10月17日の4日間で実施	34名	33名	社会福祉士 介護福祉士 保育士・幼稚園教諭 相談支援相談員 精神保健福祉士 看護師 理学療法士 歯科医師 保健師 教員 言語聴覚士 市町職員
医療的ケア児等支援者養成 研修	医療的ケアが必要な者に対して現に支援している者。または、今後支援を行う予定の者	令和元年9月30日、10月4日の2日間で実施	156名	128名	社会福祉士 介護福祉士 保育士・幼稚園教諭 相談支援相談員 精神保健福祉士 主任介護支援専門員 看護師 公認心理師(臨床心理士) 児童発達支援管理責任者 児童指導員 歯科医師

## 医療的ケア児等コーディネーター養成研修～R1実施概要～

### 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等のアンケート結果(抜粋)

- ・相談支援専門員だけでコーディネートするのは相談支援専門員がバーンアウトするのを助長すると思う。
- ・医療用語が多くわかりづらい。医療の専門でないものにとっては聞きなれない言葉や内容が多かった。
- ・市町村での課題を解決するのに市町村の努力だけでは難しいと思った。
- ・寄り添うことの大切さ、難しさを改めて教えてもらった。
- ・子どもの成長や親の関わりにとって遊びの大切さをとても感じた。
- ・成人や親の高齢化、親亡き後はどのようにになっていくのかも知りたい。
- ・就労、性への関心、本人の仲間づくり、老後についても学べる機会がほしい。
- ・自身の医療的な知識不足を痛感した今後も継続して学びたい。
- ・結局、COはだれがするのか疑問が残った。
- ・自立支援協議会の医ケア児の支援の協議の場にいるので、本人が安心して生活できるようこれまで以上に着実に働きかけていきたい。

## 医療的ケア児等コーディネーター養成研修～国の動向～

令和元年度、厚生労働省の研究事業（厚生労働科学特別研究事業）において「医療的ケア児等コーディネーターに必要な基礎的知識の可視化及び研修プログラムの確立についての研究」を実施中。

（研究班代表者：淑徳大学看護栄養学部看護学科地域看護学領域 谷口由紀子）

医療的ケア児等コーディネーターを養成するためのプログラム案を開発し、試験的な研修を令和元年までに研修実施を行った都道府県関係者に対して実施。（令和元年1月16日～17日）

※ 研修カリキュラムとして、子どもの育ちと定型発達の理解を踏まえ、障がいや医療の状態に応じ、発達を促す支援体制を構築するような視点を置き、設定している。

## 医療的ケア児等コーディネーター養成研修～R2の狙い～

- 障がい児支援には、「成長・発達」の視点が必要不可欠であり、医療的ケアがあってもそれぞれの能力に応じた支援（療育や環境整備等）の構築が必要。能力の向上とあわせて年相応の環境提供は「成長・発達」に必須。
- 常に児は「成長」する、よりよい「成長」のためにはどのようなことができるかという視点の成長のための「遊び」等についての講義を強化する。
- 医療的ケアがある者に対する口腔ケアはその者の健康や成長に大きく影響し、医療的ケアがあっても食事を楽しむ視点が非常に大切であるため、嚥下や摂食に関する内容について追加する。
- 実際に医療的ケア児等コーディネーターとして配置された者の研修終了後の市町村内での働き等についての内容も追加する。